

事務連絡
令和7（2025）年2月18日

訪問型サービス事業所の管理者様
居宅介護支援事業所の管理者様
介護予防支援事業所の管理者様

柏崎市福祉保健部介護高齢課長

令和7（2025）年度の「小規模事業所加算」の届出における留意点について

「小規模事業所加算」については、国通知（老企第36号ほか）のとおり、原則として「前年度」（＝4月1日から翌年2月末日まで）の実績を基に、翌年度の算定の有無が決定されることから、毎年3月に「前年度」の実績を計算し、必要に応じて届出を行わなければなりません。

については、令和7（2025）年度の「小規模事業所加算」の算定について、下記事項に留意の上、適切に対応願います。

記

1 「小規模事業所加算」について

(1) 「小規模事業所加算」とは

「中山間地域等」（*1）に所在する「小規模事業所」（*2）がサービス提供した場合、所定単位数の加算（*3）を行うものです。

*1 = 「中山間地域等」とは、「特別地域加算対象地域」（＝別紙3のとおり）及び新潟市を除く、県内地域です。

*2 = 「小規模事業所」とは、

○ 前年度実績が6か月以上ある場合は、3月を除く前年度の月平均が

○ 前年度実績が6か月未満の場合は、直近3か月の月平均が

小規模事業所の要件（＝別紙1のとおり）を満たす事業所をいいます。

*3 = 別紙1の加算割合を加算。

(2) 提出書類について

当該加算の算定を開始するには、事前（＝算定しようとする月の前月の15日まで）に、別紙1に記載されている体制届等を提出してください。

2 令和7（2025）年度の「小規模事業所加算」の算定について

別紙2【早見表】により、令和7（2025）年度の当該加算の算定の有無を確認の上、体制届等を提出してください。

◎現在、当該加算を算定していないが、

令和7（2025）年度より、当該加算を新たに算定する場合…3月15日（土）までに提出

◎現在、当該加算を算定しているが、

令和7（2025）年度より、当該加算を算定しなくなる場合…3月上旬中に速やかに提出

裏面あり

3 提出方法について

提出期限までに厚生労働省「電子申請届出システム」で提出をお願いします。

【電子申請届出システム URL】

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

※電子申請届出システムの利用には、G ビズ ID の取得が必要です。

【G ビズ ID 取得について】

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

【提出先・問合せ先】

〒945-8511 柏崎市日石町2番1号
柏崎市福祉保健部介護高齢課高齢対策係

TEL : 0257-21-2228 (直通)

別紙 1

「小規模事業所加算」における「小規模事業所」の要件等について

| | 対象サービス | 「小規模事業所」の要件 | 提出書類（体制届、添付書類） | 加算割合 | 注意事項 |
|---|-------------------|-------------------------------|---|---------------|--|
| 1 | 総合事業 （訪問型サービス） | 1月当たりの 実利用者数が5人以下 の事業所 | ①算定に係る体制等に関する届出書・体制等状況一覧表 ②【別紙5】中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）に係る届出書 | 所定単位数の 10% | ●新たに事業を開始し、又は再開した場合は、4月目以降届出が可能となる。 ●平均実利用者数については、毎月ごとに記録するものとし、所定の人数を上回った場合については、直ちにその旨の届出をすること。 ●訪問型サービスは、当該加算を算定する場合は、その旨について利用者に事前に説明を行い、同意を得てサービスを行うこと。 ●令和7（2025）年度より算定しない場合は、②の提出は不要 |
| 2 | 居宅介護支援 | 1月当たりの 実利用者数が20人以下 の事業所 | ①算定に係る体制等に関する届出書・体制等状況一覧表 ②【様式2】中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）に係る届出書 | 所定単位数の 10% | |
| 3 | 介護予防支援 | 1月当たりの 実利用者数が20人以下 の事業所 | ①算定に係る体制等に関する届出書・体制等状況一覧表 ②【様式2】中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）に係る届出書 | 所定単位数の 10% | |

体制等状況一覧表の記載例

【特別地域外の事業所で、小規模事業所に該当しない場合】

【特別地域外の事業所で、小規模事業所の場合】

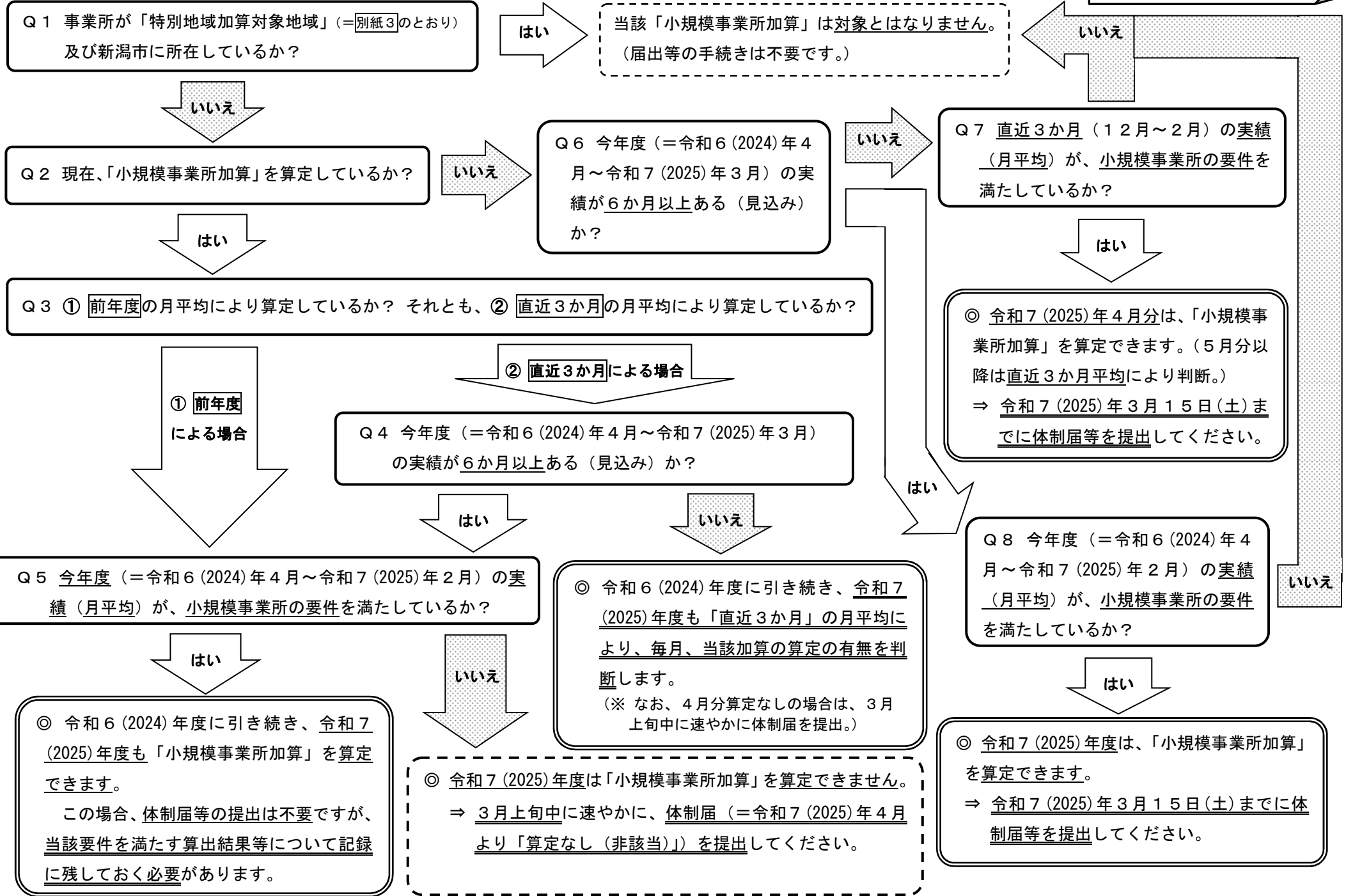
| 特別地域加算 | 1 なし | 2 あり |
|------------------------------|-------|------|
| 中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況） | 1 非該当 | 2 該当 |
| 中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況） | 1 非該当 | 2 該当 |

| 特別地域加算 | 1 なし | 2 あり |
|------------------------------|-------|------|
| 中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況） | 1 非該当 | 2 該当 |
| 中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況） | 1 非該当 | 2 該当 |

※小規模事業所加算の対象地域は、特別地域の地域外なので（地域に関する状況）は「該当」に○。

別紙2 令和7(2025)年度の「小規模事業所加算」の算定の有無及び届出内容について【早見表】

◎「小規模事業所の要件」については、別紙1 参照



特別地域加算 対象地域一覧

令和 6 年 4 月現在

| 市町村 | 離島振興対策実施地域 (離島振興法第 2 条第 1 項による指定地域) | 振興山村 (山村振興法第 7 条第 1 項による指定地域) | 厚生労働大臣が別に定めるもの (H12. 2. 29 厚生労働省告示第 53 号) |
|------|--|----------------------------------|---|
| 関川村 | | 関谷村、女川村 | |
| 村上市 | (朝日村) | 館腰村、三面村、高根村、塩野町村 | 寺尾、宮ノ下、下中島、鶴渡路、上野川端、猿沢、檜原、板屋越 |
| | (山北町) | 中俣村、黒川俣村、下海府村 | |
| | (村上市) | 山辺里村、上海府村 | |
| 胎内市 | (黒川村) | 黒川村 | |
| 阿賀町 | (三川村) | 三川村、下条村、揚川村 | 全域 |
| | (上川村) | 東川村、上条村 | |
| | (鹿瀬町) | 日出谷村、豊実村 | |
| | (津川町) | 小川村、揚川村 | |
| 新潟市 | (巻町) | 浦浜村 | |
| 五泉市 | (村松町) | 十全村、川内村 | |
| 加茂市 | | 七谷村 | |
| 三条市 | (下田村) | 森町村、鹿峠村 | |
| 長岡市 | (川口町) | 田麦山村 | |
| 魚沼市 | (守門村) | 須原村、上条村 | |
| | (湯之谷村) | 湯之谷村 | |
| | (入広瀬村) | 入広瀬村 | |
| | (広神村) | 藪神村 | |
| 南魚沼市 | (塩沢町) | 上田村 | |
| | (大和町) | 東村 | |
| 湯沢町 | | 三国村、三俣村、神立村、土樽村 | |
| 十日町市 | (中里村) | 倉俣村 | |
| | (松代町) | | 勘平、儀明、小池、田野倉、名平、室野、蒲生、木和田原、仙納、峠、福島 |
| | (松之山町) | | 松之山、松之山光間、松之山新山、松之山水梨、松之山小谷、松之山大荒戸、松之山松口、松之山三桶、松之山沢口、松之山猪之名、松之山藤内名、松之山橋詰、松之山坂下、松之山観音寺、松之山古戸、松之山湯山、松之山湯本、松之山黒倉、松之山天水越、松之山天水島、松之山藤倉、松之山中尾、松之山東川、松之山上鰻池、松之山下鰻池、松之山五十子平、松之山上坪野、松之山赤倉、松之山東山、浦田 |
| 津南町 | | | 大字秋成、大字穴藤、大字結東、大字大赤沢、大字上郷大井平、大字上郷子種新田、大字上郷宮野原、大字上郷寺石、大字上郷上田、大字芦ヶ崎、大字赤沢、大字谷内、大字中深見、大字外丸、大字三箇 |
| 柏崎市 | | 上米山村、鶴川村 | |
| 上越市 | (安塚町) | | 安塚区 |
| | (名立町) | 名立村 | |
| 妙高市 | (新井市) | 矢代村 | |
| | (妙高高原町) | 杉野沢村 | |
| 糸魚川市 | (糸魚川市) | 上早川村、根知村、小滝村 | 大字御前山、大字市野々 |
| | (能生町) | 能生谷村、木浦村 | |
| | (青海町) | 歌外波村、市振村、上路村 | |
| 粟島浦村 | 全域 | | |
| 佐渡市 | 全域 | | |

※ 1 市町村欄 () は、H 2 2 以降の合併前の市町村。

※ 2 振興山村欄は、山村振興法第 7 条第 1 項の規定による指定が旧村単位で行われているため、旧村名で表記。 現在の該当住所については、各市町村にお問い合わせください。